

選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2及び法第28条の3に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧及び法第30条の12において準用する法第28条の2及び法第28条の3の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧の拒否)

第2条 次の各号の一に該当する場合は、閲覧を拒否することができる。

- (1) 個人の基本的人権及びプライバシーを侵害する恐れがあるとき。
- (2) 事務に支障がある場合又は委員会の指示に従わないとき。
- (3) 多数の者が一時に閲覧申請をし、抄本の使用が競合するとき。
- (4) 支援対象者（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号（需給）、自治振第150号）第5—10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者をいう。以下同じ。）が記載されている抄本について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者並びにその依頼を受けた第三者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。
- (5) その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

(閲覧の場所)

第3条 閲覧は、委員会の執務室又は委員会が指定した場所において行わなければならない。

(閲覧の方法)

第4条 閲覧事項を転記する場合は、筆記に限るものとし、機器による複写は認めない。

- 2 閲覧をする者は、閲覧の用に供する電子機器及び抄本を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしてはならない。

(閲覧記録の保管)

第5条 閲覧者の記録した事項は、申請内容と照合確認し、委員会においてすべて複写し、閲覧があった日から3年間保管するものとする。

(閲覧資料の返還)

第6条 閲覧をした者が、法第28条の4及びこの要綱に違反した場合は、委員会は閲覧によって作成した資料のすべてについて返還を求めることができる。

(補則)

第7条 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧に関して、この要綱に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、その都度委員会において決定する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。